令和８年第２回（定例会）
笠置町議会　会議録（第２号）

<table>
<tr><td>招集年月日</td><td colspan="7">令和８年６月24日　水曜日</td></tr>
<tr><td>招集場所</td><td colspan="7">笠置町議会議場</td></tr>
<tr><td rowspan="2">開閉の日時及び宣告者</td><td>開　　会</td><td colspan="2">令和８年６月24日
９時30分</td><td>議長</td><td colspan="3">西　　昭　夫</td></tr>
<tr><td>延　　会</td><td colspan="2">令和８年６月24日
11時34分</td><td>議長</td><td colspan="3">西　　昭　夫</td></tr>
<tr><td rowspan="5">応（不応）招議員及び出席並びに欠席議員</td><td>議席番号</td><td>氏　　名</td><td>出欠</td><td>議席番号</td><td>氏　　名</td><td>出欠</td><td rowspan="5">出席
８名
欠席
０名
欠員
０名</td></tr>
<tr><td>1</td><td>向出　健</td><td>○</td><td>5</td><td>山本勝喜</td><td>○</td></tr>
<tr><td>2</td><td>西　朋子</td><td>○</td><td>6</td><td>山本翔太</td><td>○</td></tr>
<tr><td>3</td><td>松本俊清</td><td>○</td><td>7</td><td>由本好史</td><td>○</td></tr>
<tr><td>4</td><td>山本麻也</td><td>○</td><td>8</td><td>西　昭夫</td><td>○</td></tr>
<tr><td rowspan="6">地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名</td><td>職</td><td>氏　　名</td><td>出欠</td><td>職</td><td>氏　　名</td><td>出欠</td><td rowspan="6">出席
10名
欠席
０名</td></tr>
<tr><td>町　　長</td><td>山本篤志</td><td>○</td><td>会計管理者</td><td>石原千明</td><td>○</td></tr>
<tr><td>副町長</td><td>田中邦男</td><td>○</td><td>税住民課長</td><td>岩﨑久敏</td><td>○</td></tr>
<tr><td>参　　事</td><td>前田早知子</td><td>○</td><td>保健福祉課長</td><td>大西清隆</td><td>○</td></tr>
<tr><td>総務財政課長</td><td>森本貴代</td><td>○</td><td>建設産業課長</td><td>植田将行</td><td>○</td></tr>
<tr><td>希望のまち推進課長</td><td>小林剛宏</td><td>○</td><td>人権啓発課長</td><td>増田紀子</td><td>○</td></tr>
<tr><td>職務のため出席した者の職氏名</td><td>議会事務局長</td><td>穂森美枝</td><td>○</td><td>議会事務局次長</td><td>吉田和秀</td><td>○</td><td></td></tr>
<tr><td>会議録署名議員</td><td>６　番</td><td colspan="2">山　本　翔　太</td><td>７　番</td><td colspan="2">由　本　好　史</td><td></td></tr>
<tr><td>議事日程</td><td colspan="7">別紙のとおり</td></tr>
<tr><td>会議に付した事件</td><td colspan="7">別紙のとおり</td></tr>
<tr><td>会議の経過</td><td colspan="7">別紙のとおり</td></tr>
</table>

令 和 ８ 年 第 ２ 回 笠 置 町 議 会 会 議 録

令和８年６月18日～令和８年６月26日　会期９日間

議　　事　　日　　程　　（第２号）

令和８年６月24日　午前９時30分開議

第１　　一般質問

開　　会　　午前９時３０分

議長（西　昭夫君）　皆さんおはようございます。

ただいまから令和８年６月第２回笠置町議会定例会第２日目を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりです。

議長（西　昭夫君）　日程第１、一般質問を行います。

質問時間は、議員の持ち時間を３０分以内とし、答弁の時間は含みませんので申し添えます。

一般質問は通告制ですので、通告書に従い行ってください。通告していない質問及び関連質問は許可いたしません。また、答弁は簡明に行ってください。

１番、向出健議員の発言を許します。

１番（向出　健君）　１番議員、向出です。

質問通告書に基づきまして、一般質問をさせていただきます。

本日は、大きく５つの課題で質問をさせていただきます。

１つ目の課題として、保育料無償化の問題を取り上げさせていただきます。

これまでも保育料無償化を求めてきましたけれども、なかなか実施には至っておりません。特に他の子育て世代を進めてきた中で、子育て世代へのＰＲをしっかりと進めて移住定住につなげていく、そして、また子育て世代への財政的な支援という面でも、保育料の無償化を実施していただきたいというふうに考えていますが、この点については現在のところ、どのようにお考えなのかお聞きをしたいと思います。

２つ目の課題としては、住居の整備、確保の問題です。住居の整備、確保についてどのようなお考えをお持ちか。

また３つ目の問題としては、高齢者の支援、特に隣の村の特養についての活用の考え、また、草刈りやごみ出しなどの高齢者の生活支援の問題です。

４つ目には、ごみ処理についての今後の見通しについてお聞きをします。

そして、５つ目には、石油製品不足などの影響についての質問をさせていただきます。

残りについては、自席にて質問させていただきますので、まず、１つ目の課題についてお答えをいただきたいと思います。よろしくお願いをいたします。

議長（西　昭夫君）　保健福祉課長。

保健福祉課長（大西清隆君）　おはようございます。

向出議員の御質問にお答えをさせていただきます。

本町では、これまで子育て支援策といたしまして、子育て支援医療の拡充や未来っ子応援事業など様々な支援に取り組んできております。また本年４月から、放課後児童クラブの協力金を無償化とさせていただいております。これらの支援と併せまして、保育料の無償化についても検討してまいりたいと考えております。

また、ＰＲにつきましては、移住定住の関係課と連携を図りながら、効果的な情報発信に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

議長（西　昭夫君）　１番、向出議員。

１番（向出　健君）　１番、向出です。

一つは保育料の無償化を実施することによりまして、子育て世代への支援につながるという問題です。

少し前のデータになりますけれども、国立社会保障・人口問題研究所の出生動向基本調査、夫婦調査の２０２１年によりますと、夫婦が理想とする子供の数を持たない理由を子育てや教育にお金がかかり過ぎるからという回答が、理想の子供の数が２人の場合で４６％、３人の場合で５９％と出ています。やはり教育にお金がかかり過ぎるということが理想の子供の数を持たない理由としてあります。そうした面の支援も含めまして、一つは意義があるのではないかというふうに考えております。

もう一つは、今年度特に保育園留学を実施するという関係の中で、保育料の無償化というのはどのような位置づけをされているのか、この点についてお考えをしっかりと示していただきたいと思います。特に、財政負担の面でいきますと、これまでの答弁では数十万円程度で済んでくるということも含めまして、十分に実施可能なのではないかと思いますが、再度お聞きをいたしたいと思います。

議長（西　昭夫君）　保健福祉課長。

保健福祉課長（大西清隆君）　失礼いたします。

まず、保育園留学の関係についての保育料でございますけれども、保育園留学につきましては、通常の保育所の入所という考え方ではなくて、一時保育の事業を活用した中での保育園留学になりますので、保育料としては保育園留学にはかかってきません。一時保育の利用料という形で、半日１，０００円、１日ですと２，０００円という形で利用料を頂くということになっております。

予算的なところでございますけれども、今年度の当初予算の歳入で申し上げますと、１１６万６，０００円を現在計上しているところでございます。以上でございます。

議長（西　昭夫君）　１番、向出議員。

１番（向出　健君）　１番、向出です。

保育園留学との関係でいきますと、今後それを実施することによりまして、子育て世代、保育園の入園をされる子供をお持ちの方の移住定住につなげていくという面があるのかというふうに思います。そういうことを考えますと、保育料の無償化を保育園留学の実施の関係ではどのように位置づけておられるのか、お考えがあればお聞きをしたいと思います。

議長（西　昭夫君）　町長。

町長（山本篤志君）　ただいまの保育園留学も含めた保育料の無償化でございます。

向出議員御紹介のとおり、保育園留学というのは、最終的には移住定住につなげていこうというものでございます。当然、その中に子育てに係る支援策というのが充実しているには越したことはないなというふうには考えておりますので、まだまだスタートした段階でございます。利用者の皆さんの考えも伺いながら考えていきたいと思いますので、御理解賜ればと思います。以上でございます。

議長（西　昭夫君）　１番、向出議員。

１番（向出　健君）　１番、向出です。

保育料の無償化については、ぜひ実施を求めたいと思います。

次に、２つ目の課題に入らせていただきます。

２つ目として、住居の整備、確保についてです。

住居の整備、確保について、現在、具体的なお考えはお持ちでしょうか。お聞きをしたいと思います。

２つ目に借上げや買取りも含めて、住居の整備、確保を進めていく考えはおありでしょうか。

この２点について、まずお尋ねをしたいと思います。

議長（西　昭夫君）　希望のまち推進課長。

希望のまち推進課長（小林剛宏君）　議員の御質問にお答えいたします。

１番、２番まとめてという形でございますけれども、議員がおっしゃるとおり、本町においては、移住定住を進める上で住居の確保というものが前提条件という認識でございます。

ただし、様々な方策があるとは存じますけれども、町が住宅を直接借り上げるということ

になりますと、住宅管理に伴う負担というものが非常に大きくございます。また、町のほうは住宅の専門家ではございませんので、直接の当事者として住宅管理するというのは、適切ではないというふうに現在考えております。

そのため、本町では民間の力を活用して、空き家の発掘ですとか整備を進める方針で考えてございます。空き家の利活用に取り組む民間組織との協議というものを継続しておりますので、準備が整い次第、具体的な取組を進めてまいりたいと考えてございます。

これらの課題解決については、民間事業者と連携することのほか、有利な補助制度の活用なども検討しながら、柔軟かつ効果的な対応というのを進めてまいりたいと思いますので、御理解賜ればと存じます。

議長（西　昭夫君）　１番、向出議員。

１番（向出　健君）　１番、向出です。

先ほども取り上げさせていただきましたけれども、保育園留学の事業実施を移住定住につなげていくということでも進めておられる中で、そして当町として、新婚世帯住宅支援事業ということで、家賃の補助等も事業として進めています。この間、移住定住を進めるためには、住居の整備が必要ということで求めてきましたけれども、なかなか実際に進んでいないというのが現状です。

特に、借家をという形で貸主の方が管理するとなると、なかなか大変なこともあって、そういう形は難しいということもあるのではないかと。その中で、民間の活用もいいんですけれども、それも含めまして、買い取った形にして整備するほうが進むんではないかということで提案をさせていただいています。

実際になかなか進んでいないので、本当に急いで進めていただきたいというふうに思っていますけれども、特に、京都府の移住の促進及び移住者等の活躍の推進に関する条例というのがありまして、その中では、京都府として様々な支援を行っていくというふうにあります。もちろん笠置町が直ちにその条件に合うかということはあるんですけれども、一定の支援を行うというふうにしています。こうした支援の活用というのは、どういうふうにお考えなのか。

例えば、交流の拠点整備、活動の支援の補助金が最大でハード面では２，０００万円、府が２分の１、市町村が２分の１、ソフト面では５００万円で、府が２分の１、市町村が２分の１補助をするなど、そういうメニューが並べられております。こうしたものの活用も含めまして、今後どう進めていかれるのかお考えをお聞きしたいと思います。

議長（西　昭夫君）　町長。

町長（山本篤志君）　ただいまの向出議員の御提案もございます。

これは今までも何度も繰り返してお話しさせていただいておりますけれども、町として買い上げるということにつきましては、先ほども担当課長のほうから答弁もありましたように、私たちが専門家ではないということ、そして維持管理につきましても、やはり民間のノウハウを持っていないとなかなかできないということでありますので、基本的に町が買い上げるということは、今のところ考えておりません。

そして、やはり様々な補助制度がございます。最大限活用していこうと考えておりますので、笠置町に合致するのかどうかも含めて、最大限研究していきたいなと考えておりますので、よろしくお願いいたします。以上でございます。

議長（西　昭夫君）　１番、向出議員。

１番（向出　健君）　１番、向出です。

先ほど言いました府の補助制度の中には、認定の計画に沿った事業を実施する事業者が、当該事業に活用するために登録空き家を購入する場合に、不動産取得税の軽減２分の１にするというような制度もありまして、そういうことも含めて、ぜひ活用いただきたいというふうに思います。

また、引っ越し等も含めまして、そうした費用の補助など周辺の補助等も考えられると思うんですけれども、そういうこともぜひ進めていただきたいと思うんですけれども、その点についてはどうお考えでしょうか。

議長（西　昭夫君）　副町長。

副町長（田中邦男君）　ただいまの向出議員の御質問でございます。

若干、担当課長、それから、町長の答弁の中でも足らなかったところがあると存じます。ただいま御指摘いただきました引っ越し費用につきましては、町単費で２０万円支援をさせていただいております。

また、空き家バンクというような形で登録制度がございます。登録の際には改修費用、これは府と町と２分の１ずつでやらせていただいておりますけれども、そういうふうな補助制度も創設してやっております。

令和７年度の空き家バンクの登録でいきますと２件、利用者の登録ということで８件、成約が３件あったというふうな状況でございます。ただただ、これで満足していることではございません。御指摘のとおり、保育園留学も始まっておりますので、そのあたり、いろんな

制度等活用しながら取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

議長（西　昭夫君）　１番、向出議員。

１番（向出　健君）　１番、向出です。

引っ越しは１つの例としてなんですけれども、要するに住居の整備の本体だけではなくて、周辺のいろんな支援も含めてまた検討いただいて、具体策を進めていただきたいと思います。

３つ目の課題として、高齢者の支援の問題を取り上げさせていただきます。

南山城村の特養、令和９年３月から開設されていくということで進められています。これの活用については、町としてどのような方向で進めていこうとされているか、お聞きをしたいと思います。

２点目には、草刈りやごみ出し等高齢者の生活支援については、以前からお尋ねをさせていただいています、ほのぼのサービス等などの実際にはサービスもございますけれども、なかなか人手が足りないなども含めまして、十分な支援になっていないのではないかというふうにも思います。この充実についてはどのようにお考えかお聞きをしたいと思います。

議長（西　昭夫君）　保健福祉課長。

保健福祉課長（大西清隆君）　失礼いたします。

まず、１点目の特養の関係でございますが、介護サービスの利用につきましては、利用者とケアマネジャーが相談してケアプランというものをつくりまして、どの事業所のどのようなサービスを利用するかというのを決定されるものとなっております。

町として、特養をどのように活用していくかというものではございませんけれども、南山城村の特養につきましては、特別養護老人ホームに加えまして、在宅系のサービスも提供されると聞いております。サービスを利用される方につきましては、選択肢が広がることにつながっていくと考えているところでございます。

続きまして、２点目でございます。

高齢者の生活支援でございますが、当町では高齢者の支援策といたしまして、社会福祉協議会に事業を委託しております訪問型サービスＡ事業がございます。この事業につきましては、安否確認を兼ねましたごみ出し、調理や洗濯、日用品また食材の買物などの生活援助を行う事業となっております。

また、社会福祉協議会につきましては、議員がおっしゃっていただきましたように、ほのぼのサービスといった事業を行われております。こちらの事業につきましては、庭や生け垣などの家回りの手入れ、また、軽微な修繕など、日常生活の軽微な作業についての支援を行

っていただいているものでございます。

いずれの事業におきましても、介護保険の認定を受けられた方、また６５歳以上の高齢者世帯など、対象者の範囲につきまして、一定の基準を設けた中で実施しているところでございます。引き続きこれらの事業につきまして、社会福祉協議会と連携しながら、高齢者支援体制の充実に向けまして取り組んでまいりたいと考えているところでございます。以上でございます。

議長（西　昭夫君）　１番、向出議員。

１番（向出　健君）　１番、向出です。

南山城村の特養の活用についてですけれども、基本的には、当該自治体が優先的になる傾向があるのではないかというふうに懸念をする面もあります。ただ一方で、事業が成り立つためには、入居者の確保をしていかないといけないという面もありますので、一つは隣の自治体、南山城村と事務委託協定を結んでいくことで、自治体の住民が特養へスムーズに入所できるように、選考基準、入所順位の算定ルールの共通化や枠の確保について、協議を行うといったことがあるのではないかと思いますが、その点についてはどのようにお考えでしょうか。

議長（西　昭夫君）　保健福祉課長。

保健福祉課長（大西清隆君）　失礼いたします。お答えさせていただきます。

南山城村に建設されます特別養護老人ホームにつきましては、特養の部分で７０床、ショートステイの部分で１０床の計８０床ということで聞いておりまして、建設される目的といいますのが、山城南圏域の入所待機者の解消を目的に建設されると聞いております。ですので、南山城村在住の方に限ったものではございませんので、そういった意味では、笠置町の方も御利用していただけるかと考えております。以上でございます。

議長（西　昭夫君）　１番、向出議員。

１番（向出　健君）　１番、向出です。

特養のルールとしては、基本的にはどなたでも入れるということになっております。しかし一方で、東部連合等でも一緒に協力している中も含めまして、特にスムーズな入居という点については、しっかり協定を結ぶなり協議をする中で、確認をしていく必要があるのではないかというふうに考えております。その点は進めていく考えはおありか、お聞きを再度したいと思います。

議長（西　昭夫君）　保健福祉課長。

保健福祉課長（大西清隆君）　失礼いたします。お答えさせていただきます。

協定等具体的なところはちょっとまた検討させていただきますけれども、いずれにいたしましても、山城南圏域の利用者の解消が目的となっておりますので、利用いただけることには間違いないかと思います。以上でございます。

議長（西　昭夫君）　１番、向出議員。

１番（向出　健君）　１番、向出です。

もう一つ、先ほど利用者の方とケアプラン、ケアマネジャー含めまして、そういうものをつくっていくというところがあるということですけれども、その中でも特に地域包括センター間の連携、最新の情報をしっかりと共有をされて、利用者の状況によって、すぐに案内ができる利用条件等が提示できるような形を進めていく必要があると思うんですけれども、そのあたりについてはどのようにお考えでしょうか。

議長（西　昭夫君）　保健福祉課長。

保健福祉課長（大西清隆君）　失礼いたします。

地域包括支援センターの連携ということでございますけれども、定期的な連携というのはございませんが、東部地域の中で包括支援センターの職員が集まった会議等々ございますので、そういった中でも連携はさせていただいております。

包括支援センターにつきましては、比較的軽度の方が対象になってくるかと思いますので、特養の入所等につきましては、また直営の居宅介護支援事業所がございますので、そういった中で連携を図りながら進めていきたいと考えております。以上でございます。

議長（西　昭夫君）　１番、向出議員。

１番（向出　健君）　１番、向出です。

今後、利用者の確保も含めましてしっかりと進めていくために、南山城村と合同の介護相談会または施設の見学会の実施ということを進めてはどうかと思いますが、この点はいかがでしょうか。

議長（西　昭夫君）　保健福祉課長。

保健福祉課長（大西清隆君）　お答えさせていただきます。

現状のところ、施設の見学会、相談会といったところは予定はしておりません。以上でございます。

議長（西　昭夫君）　１番、向出議員。

１番（向出　健君）　１番、向出です。

いずれにせよ、やはり入居希望をされる方がスムーズに滞りなく条件に合った形で入所できるように、またニーズに沿った形での入居ができるように、やはりいろんな課題、協定も含めまして、今言った見学会や相談会も含めまして、事前に協議をしたり、進めていく必要があるのではないかと考えております。その点についてはしっかりと検討していただきまして、進めていただきたいと思います。

次に、高齢者の生活支援ということです。

先ほど、ほのぼのサービスもありますし、一定の安否確認のところでの対応もされているというふうにはお聞きをしているところです。特に、声かけつきの戸別収集、福祉収集という表現もありますけれども、それをさらに進めてはどうかということや、または民間の活用、関西電力会社であったりガスの供給者であったりという、そういう民間の力も借りて、安否確認を進めていくといったような取組もされているところもあります。そういうことについては、どのようにお考えかお聞きをしたいと思います。

議長（西　昭夫君）　保健福祉課長。

保健福祉課長（大西清隆君）　お答えさせていただきます。

安否確認につきましては、民生児童委員さんの方にも御協力いただいて安否確認をさせていただいております。また今般、配付されましたタブレットにつきましても、京都府が入った中で何か安否確認のシステムができないかということで、現在協議を進めているところでございます。いろんな形で安否確認できる方法、これについては検討していきたいと考えております。以上でございます。

議長（西　昭夫君）　１番、向出議員。

１番（向出　健君）　１番、向出です。

ほのぼのサービスのほうでは、草刈りについては、夏場については健康、安全面から特に対応されないということでされています。

そういう中で今回、所信表明の中で、ヤギの活用、エコ除草というところですけれども、提案がされておりました。ヤギは、特に斜面のようなところも得意だという特徴があるというふうにお聞きをしております。ただ、課題としては、食べる速度と草が生える速度が見合わない、特に夏場は難しい面があるのではないかとか、または飼育の手間等もある、コスト面もあるというふうにお聞きをしています。この点については、いつ頃にある程度までの具体化を進めていかれるのかお聞きをしたいと思います。

議長（西　昭夫君）　町長。

町長（山本篤志君）　ただいまのヤギでの草刈りの件でございます。

これは今年度の施政方針の中で述べさせていただいたものでございます。具体的にいつまでということではなく、取りあえず検討してみようということでございます。めどということではまだ立ててはいないんですけれども、例えば、木津川の伊賀市さん側のほうでしたけれども、そこでも取り組まれているのがあって、調べさせていただいたりとかしております。

まだ、実際どんな課題があるかということも調査している段階でございます。ただ、有効的な解決策の一つではないかなと考えておりますので、実際、検討進み次第、また御報告させていただけたらなと考えております。以上です。

議長（西　昭夫君）　１番、向出議員。

１番（向出　健君）　１番、向出です。

もう一つの方法として、全自動の草刈り機というのがあります。全自動の草刈り機というのは単独だけでは難しい部分がありまして、例えば、背の高い木は最初に人が刈るとか、堅いものについては先に刈っておくなどすると、一度そういう状態にしてから導入しますと、維持については、かなり全自動の草刈り機だけでもできるという形もあるようです。

こうしたハイブリッド型にはなりますが、人の手も使いながら、全自動草刈り機を導入するというような方策についてはどうお考えでしょうか。

議長（西　昭夫君）　町長。

町長（山本篤志君）　ただいまの全自動でのという御提案でございますけれども、やはり住民の皆様の声として草刈りというのは上がっております。一つの方法だけで解決できないなとも考えておりますので、様々な点を調査した上で方策、施策等考えていく段階でございます。ですので、今いただいた御提案も含めて検討してまいりたいと考えておりますので、御理解いただければと思います。以上でございます。

議長（西　昭夫君）　１番、向出議員。

１番（向出　健君）　１番、向出です。

全自動草刈り機については、コスト面では大分比較的には低いということになっておりますので、ぜひ検討いただきたいと思います。

４つ目の課題として、ごみ処理についてです。

京都府及び京都府南部でのごみ処理広域化を進めていきたいということで、伊賀市、名張市、笠置町及び南山城村ごみ処理広域化については、笠置町は脱退をするということで表明をされました。京都府及び京都府南部でのごみの処理広域化については、いつ頃までには結

論を出して実施していくのか、そのめどについてお聞きをしたいと思います。

議長（西　昭夫君）　町長。

町長（山本篤志君）　ごみ処理に関する御質問でございます。

当町におきましては、本年６月２日に開催されました第６回伊賀市、名張市、笠置町及び南山城村ごみ処理広域化検討協議会におきまして、４市町村で構成する協議会の枠組みを離れ、京都府内で広域化等の検討を進めることを表明いたしました。その内容が同検討協議会においても確認をいただいたところでございます。

このあたり、今後につきましてでございますが、まずは町民の皆様の日々の生活に支障が出ないよう、京都府内の自治体へ速やかに働きかけを行いまして、まずは安定したごみ処理体制を責任を持って早期に確保してまいりたいと考えております。以上でございます。

議長（西　昭夫君）　１番、向出議員。

１番（向出　健君）　１番、向出です。

この件につきまして、経緯も含めて住民説明会をされる予定ということです。特に住民説明会でどのような声が出るのかについては、今の段階でははっきり分かりませんけれども、やはりどういうところでいつ頃ということや、また脱退をされたので、これまでの枠組みとこれから入るところでの費用面での差はどうかとか、具体的なところを質問として出る可能性もあるかと思います。

そんな中であれも決まっていない、これも決まっていないというふうになりますと、住民の方が逆に不安になってしまうのではないかというふうに考えております。その点については、しっかりと住民に不安を与えないような説明が要るのではないかなというふうに思います。その点については、どうお考えかお聞きをしたいと思います。

議長（西　昭夫君）　町長。

町長（山本篤志君）　ただいまの住民の不安にという形の御指摘でございます。

このあたり、私どもも真摯に受け止めております。ただ、決まっていないことについてお答えできないというのは正直なところでございますので、お答えできる範囲にはなりますけれども、しっかりと説明はしてまいりたいと考えております。

その中で、住民説明会の日程のほうが調整しておる段階でございます。７月上旬で考えておりますけれども、現在調整中でございますので、内容につきましてはこれまで新聞報道、そしてタブレット等でお知らせした内容に加えまして、この議会で御質問いただいた内容、そしてお答えした内容なども踏まえて、まずは御説明をしっかりとしてまいりたいと。

その中で、住民の皆さんからいただく声にも、しっかりと答えていきたいとも考えておりますので、少なくともやはり皆様方の不安は解消できるように努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

議長（西　昭夫君）　１番、向出議員。

１番（向出　健君）　１番、向出です。

先ほど、いつ頃をめどとお聞きしたところ、まだちょっと具体化もされておらず、これまでの財政面での試算等も含めまして、中間案ではある程度の概算は出ていますけれども、幾らぐらい負担に実際になるのかということも示されない中で住民説明会をされても、なかなかそこにしっかり答えられないんではないかと懸念をいたします。

住民説明会の趣旨をやっぱりしっかりと、あくまで経緯を説明する一つの区切りとして、脱退をした中で経緯を説明されるという趣旨であれば分かるんですけれども、説明会という形で質問、疑問に答えるというところの趣旨で進めていってしまいますと、なかなかしっかりと回答できないんじゃないかというふうに考えます。なので、住民説明会の趣旨をしっかりと位置づけてやっていただく必要があるのではないかというふうに考えております。

この点については、住民の方がいろんなことに回答いただけるものだと思って参加したところ、結果としてほとんど回答がないという状態にならないように、しっかりと住民説明会は、基本的には、この段階で、一区切りの段階で経緯説明等していくという位置づけで進めていただきたいと思います。

５つ目の課題に入りたいと思います。

５つ目の課題として、今、石油製品不足などの影響ということで、特にナフサ製品の不足で、なかなか原材料等が入手しにくくなってきている状況が全国で起きております。

町内の業者もその影響はどういうふうになっているのかということを、町としてしっかりと把握をされた上で、必要な支援策があれば進めていくものではないかと考えますが、この点についてはいかがお考えでしょうか。

議長（西　昭夫君）　希望のまち推進課長。

希望のまち推進課長（小林剛宏君）　ただいまの御質問にお答えします。

石油製品の流通目詰まりによる諸製品の高騰によって、中小企業に打撃があるとの報道は承知しておりますが、本町の商工会においては、会員企業から具体的な対応を求める声は上がっていないとお聞きしておりまして、また町内にございます石油販売業者におかれても、一般消費者が消費を手控えているというような印象はないというふうにお聞きしております。

しかしながら、中東情勢については、なおも予断を許さない状況ですので、引き続いて町内経済への影響を注視してまいりたいと存じます。

議長（西　昭夫君）　１番、向出議員。

１番（向出　健君）　１番、向出です。

町自身ができる政策というのは、基本的には、財政面的なところになってくるのかなというふうに思います。笠置町だけではなくて、国の規模、京都府の規模というのが優先的に対策をするものではあると思いますけれども、当町としてもしっかりと状況を把握された中で、必要な対策があれば進めていただきたいと思います。

特に中東情勢・石油・原材料高騰に関する特別相談窓口というのが各自治体でもつくられたりしていますけれども、当町でもしっかりとそういうものをつくられる、そして国も幾つかの支援策を進めていますので、そうした支援策の案内を町内業者のほうにもパンフレットを作るなどしてお知らせしていくなどの取組、できることはあるのかと思いますが、その点についてはいかがでしょうか。

議長（西　昭夫君）　副町長。

副町長（田中邦男君）　支援策等についてでございますが、国におきまして、先般、物価高騰の関係の追加予算が通ったところでございます。今議会の行政報告でも、町長のほうから御説明させていただきましたけれども、その補正予算、追加予算分につきまして、笠置町のほうにも追加で交付金のほうが参っております。

その分につきまして、追加で補正予算をお願いしたいなと思っておりまして、現在、昨年度末から事務手続を進めております１人当たり２万円の個人給付に追加するような形で、今のところ、１人当たり１，５００円程度の追加になるように算出させていただいておりますけれども、その予算を追加で編成させていただきまして、給付をさせていただきたいという考えでございます。以上でございます。

議長（西　昭夫君）　１番、向出議員。

１番（向出　健君）　１番、向出です。

相談窓口とか支援策の案内についてはいかがお考えでしょうか。

議長（西　昭夫君）　副町長。

副町長（田中邦男君）　失礼いたしました。

先ほども担当課長が御説明させていただきましたとおり、今のところ、商工会さん等にはそのような声が上がっていないということでございますけれども、今、議員御指摘のとおり、

そういうふうな状況もございますので、状況を見ながら判断させていただきたいと思っております。以上でございます。

議長（西　昭夫君）　１番、向出議員。

１番（向出　健君）　１番、向出です。

ぜひそうした形でできる限りの対応はしていただきたいというふうに思います。

以上をもちまして、一般質問を終わらせていただきます。

議長（西　昭夫君）　これで向出健議員の一般質問を終わります。

次に、２番、西朋子議員の発言を許します。

２番（西　朋子君）　２番、西朋子です。

議長のお許しをいただき、通告書に従い、一般質問いたします。

質問は大枠として３つあり、防災の備えと避難所について、ＡＥＤの設置について、施政方針についてです。

まず、防災の備えと避難所についての備えについて質問させていただきます。

令和３年と令和４年に議会と議員とで防災の研修があり、当時参加した議員からの一般質問で、防災備蓄倉庫自体小さいのではないか、数が少ないのではないかというような意見が出ていました。容量も含めた見直しの提案や乱雑とはいかないが、後ろの物を取り出すのが困難な状況であるという指摘もありました。

答弁はまだまだ不足している備蓄品がある、防災倉庫をもう１つ集会所横に置くとか小さな倉庫を置くとか、区の役員さんと話したりして、少し時間をいただきながら進めていきたいという答弁が令和４年６月にありました。

現在、町内には備蓄倉庫が４か所ありますが、災害時に孤立する可能性が最も高い飛鳥路区に備蓄品を置かないのはなぜですか。

あとの質問は自席にて行います。

議長（西　昭夫君）　総務財政課長。

総務財政課長（森本貴代君）　ただいまの西朋子議員の御質問にお答えをさせていただきます。

飛鳥路区に防災備蓄品を置かない理由というわけではございませんが、集会所に備蓄品を置くことで備蓄品の管理を区にお願いすることになりますので、町の備蓄場所に一括して置きまして、必要であれば避難所に運ぶといった取扱いをさせていただいておりました。

今、議員から御指摘ございましたように、孤立する可能性は十分にあることを踏まえまして、飛鳥路区長にも御相談をさせていただき、地域で何度か備蓄について最善の方法を考え

ていただくよう、協議をしてまいりたいというふうに考えております。

議長（西　昭夫君）　２番、西朋子議員。

２番（西　朋子君）　２番、西朋子です。

集会所は指定避難所にもなっていますので、集会所に備蓄品を置くことが望ましいことだと思います。ただ、置くスペースであったり管理は誰がやるのかなど、まずは課題の洗い出しから始めてはどうかとも思います。

区ごとに住民が主体となって管理してもらうようにしていかないと、町内に住んでいる職員も少ないので、任せ切りにしていたら災害が発生した場合には、住民は何もできないということになるのではないかということも心配の一つではありますので、今言われたように、まず区長さんに相談していただき、集会所にも備蓄品を置けるような取組を検討していただけるようにお願いしたいと思います。

次の質問です。

備蓄品の内容と管理はどうしているのか、まだまだ不足していると言われていた備蓄品は何だったのか、それはそろえたのかということを教えてください。

議長（西　昭夫君）　総務財政課長。

総務財政課長（森本貴代君）　失礼いたします。ただいまの西議員の御質問でございます。

先ほど、最初のほうに西議員がおっしゃいましたように、令和４年に議員の研修会をしていただいたということで、その当時、いろいろと議員が御指摘いただきまして、数量が少ないのではないか、倉庫が小さいのではないかというような指摘をいただいたというところでございます。

そのときに、どういった備品が足りなかったのかというところの回答というのは、記録が残っておりませんので、ここで具体的には申し上げられないんですけれども、備蓄品につきましては、必要な品目、数量を目指しまして、現在購入を進めているところでございます。

内容につきましては、基本８品目というところがございまして、そちらを中心に食料品、飲料水、毛布、生活用品、衛生用品ですとかそういうところを備蓄しておりまして、定期的な入替えを行っておりますので、そのときに確認をさせていただいて入替えの作業を行っているというところでございます。

議長（西　昭夫君）　２番、西朋子議員。

２番（西　朋子君）　２番、西朋子です。

今おっしゃった基本８品目は備えてあるということなんですけれども、その内容と数の見

直しはされているのかということと、例えば、今思いついただけなんですけれども、その中に毛布があったと思うんですけれども、毛布はかさばりますし重いですので、置場所も取ると思うんですけれども、その代わりにアルミシートであったりとか、寝袋に見直すということだけで毛布の置場所にも余裕ができますし、数ももっと確保できるのではないかと思いますので、内容の見直しをされてはどうかと思います。

あと、点検作業というのはいつ頃を予定されているのかということなんですけれども、その作業の内容なんですけれども、例えば、段ボールベッドが湿気等で強度が弱まっていないかとか、ほかの備蓄品もそうですがカビが発生していたりとか、また、小動物に倉庫の中が荒らされていて食品の袋が破れていないかとか、また、消費期限や耐久性の確認も必要かとも思うんですけれども、どういった内容の確認作業をされるのかということをお聞かせください。

議長（西　昭夫君）　総務財政課長。

総務財政課長（森本貴代君）　失礼をいたします。

先ほど、西議員が御紹介いただきました基本８品目を中心にというところで、全部そろっているのかというところで、８品目の中に乳児用の粉ミルクというのがございます。そちらにつきましては、まだ必要ではなかったというところで、うちのほうには備えておりません。ただ、お一人でもいらっしゃったらそれが必要になるというところで、今後の備蓄については考えていきたいというふうに思っております。

また、議員御紹介いただきましたように、毛布につきましてはかさばるのではないか、うちの防災倉庫の小ささでいうと、もう少し小さく配置しておけるアルミシート、寝袋などがいいのではないかというような御提案もございましたので、そういったことも検討させていただきたいというふうに思います。

点検の予定ですけれども、いつ頃というところで、秋頃に食料品のほうの消費期限が近づいてまいります。それの入替えに伴いまして、点検のほうを予定しております。

ただいま御指摘いただきましたとおり、点検のときに段ボールベッドの湿気ですとか、カビの生えていないかとかいうようなしっかりした点検というのはできていないところでございますので、おっしゃっていただいた機会、これを機に、今度、点検を行う際には、一度全体の見直しというのを考えさせていただきたいというふうに思っております。以上です。

議長（西　昭夫君）　２番、西朋子議員。

２番（西　朋子君）　２番、西朋子です。

次の質問に移らせていただきます。

備蓄品は性別、年齢、家族構成などにより、それぞれニーズが違うため、町民全体をカバーすることはできません。家庭内避難をする場合の備えと、避難所での避難のための持ち出しの備えでは内容が違ってきますので、個人で備蓄品をそろえる必要があります。

どういったものが必要か、例として保存版防災マップに掲載されてはいますが、令和３年８月に作成されたものになりますし、非常食に乾パンがありますが、ふだんから食べ慣れたものを用意するというほうがいいですし、使い捨てにすると、紙皿や紙コップは量が必要でかさばりますのでプラスチックのものにするなど、何を備えるのかは自分で考える必要があります。

ここ数年の社会情勢からも内容も変化していますので、保存版防災マップだけでは広報として不十分だと思いますので、以前にも防災啓発のために笠置テレビを活用し放送してもらいましたし、タブレットには防災情報の項目がありますので、笠置テレビやタブレットを常に活用し、防災の啓発はもとより個人備蓄をするという意識を持ってもらうために、住民に対し備蓄品の提案をされてはどうですか。

議長（西　昭夫君）　総務財政課長。

総務財政課長（森本貴代君）　西議員の御質問にお答えをさせていただきます。

ただいま西議員から御紹介もございましたように、備蓄品の考えにつきましては家庭内での避難、避難所をすぐに開設することができないといったところで、家庭で何日か過ごしていただくという状況も踏まえまして、個人備蓄というのが非常に重要であるというふうには認識しております。

議員からございましたように、いろいろな媒体を通しまして、個人備蓄に対する意識を高めていただくということが非常に有効だと考えております。防災マップにつきましては、現在、各家庭に１冊ずつ配布しております。非常時用の持ち出し品、また備蓄品につきまして参考にしていただくよう、いつでもすぐに確認できるよう１０ページに大きく掲載してございます。

内容につきましては、個々のニーズに関係なく、相対的に多くの方に必要と思われるものを例として示しておるところでございます。これは、令和３年の作成時より大きく変わっていないのではないかというふうには認識をしております。

議員もおっしゃいましたように、原則としまして、個々の事情により備えるべき備蓄品につきましては個人備蓄となりますので、そうした個人備蓄に対する意識の向上を図っていた

だくためにも、タブレットまたホームページを活用しまして、今後も幅広く広報に努めてまいりたいというふうに思っております。

また、９月に開催いたします防災フェアの中でも、個人備蓄について啓発を行ってまいりたいというふうに考えております。

議長（西　昭夫君）　２番、西朋子議員。

２番（西　朋子君）　２番、西朋子です。

職員数が少ない中、負担になり申し訳ないんですけれども、平時にすることは啓発と訓練をすることで、有事の際の負担を減らすことにもなりますので、長期にわたり啓発をしていただきたいと思います。

次の質問に移らせていただきます。

備蓄品の分散についてですが、指定避難所になっているつむぎてらす、小学校、産業振興会館などや指定緊急避難所になっている公民館や集会所、サテライトワークスペース、児童館などに備蓄品を備えてありますか。分散備蓄を整えた上での話にはなりますが、物資を運ぶ手段や運営する人の動き方といった実効性を高める訓練が重要だと思います。このような考えについてはどう思われますか。

議長（西　昭夫君）　総務財政課長。

総務財政課長（森本貴代君）　西議員の御質問にお答えをさせていただきます。

避難場所のほうに備蓄品を備えているかという御質問でありましたが、現在、指定避難場所また指定緊急避難場所には、備蓄品というのは備えてございません。結果としまして、防災倉庫や備蓄場所が避難場所の近くにあるというところが部分的にはございます。いろいろな状況を想定しまして、分散備蓄、地域ごとに備蓄品を配置するというところが非常に有効であるということは、私ども認識しているところでございます。

飛鳥路区の話でもございましたが、各区との調整が必要にはなりますが、指定緊急避難場所である各集会所、公民館、地域の防災倉庫に分散保管というのが実現すれば、円滑な物資提供が可能であるというふうに考えております。

その上で、災害時にはその物資をどうやって地域の方々に届けるか、分断されるとなりますと、大きな備蓄場所から運ぶということがなかなか困難になりますので、地域の中にある備蓄品をどうやってその地域の方々に配付していくのかというところを地域ごとに一緒になって考える機会を設けまして、有効な訓練等を実施するのも有効であるというふうに考えております。

議長（西　昭夫君）　２番、西朋子議員。

２番（西　朋子君）　２番、西朋子です。

次に、避難所について質問させていただきます。

避難所の開設と運営についてですが、２０１６年に起きた熊本地震では、窮屈な場所で広がる感染症、排泄物であふれるトイレ、足りない食料等の問題がありました。２０２４年に起きた能登半島地震では、どれもこれも指摘された課題だったのに何も改善されず、地震そのものが直接死ではなく、避難生活や健康管理の困難さが原因で命を落とす災害関連死が多くを占めています。

２０２６年5月１８日に調べた能登半島地震での災害関連死数は、県外を含め５０１人に達し、直接死と合わせると７２９人に上回る見込みとなっています。その関連死の原因は、避難所での長期生活でのストレスや、８０歳代の高齢者に多く見られたのは、断水や車中泊などの生活環境の悪化による精神的ストレスによる自死も含まれる心身の負担というものでした。ノロウイルスやインフルエンザなど感染症のリスクも高まり、消化器感染や急性呼吸器感染症による健康悪化も報告をされています。

２０２６年4月１４日の朝日新聞の記事によると、世界基準の避難所を目指して国際赤十字などが災害や紛争時、避難所について示した入浴施設が５０人に１基、１人当たり最低３．５平方メートルの居住スペース、トイレは発生時には５０人に１基で、後に２０人に１基など、最低基準を定めたスフィア基準というものがあります。

また、災害関連死を減らそうと国も動いており、政府は今年度中に災害対応の司令塔となる防災庁を発足させることや、国会では基本理念に、全ての被災者がその被災地にかかわらず、良好な生活環境を享受できるようにすると明記される予定となっています。

このようなことからも分かるように、災害関連死を減らすためにも不自由のない避難生活が重要だと考えます。これに対する対策はどのようにお考えですか。

議長（西　昭夫君）　総務財政課長。

総務財政課長（森本貴代君）　失礼いたします。

議員からいろいろと新聞記事なんかも御紹介ございました。近年の頻発化、激甚化する想定以上の災害に対しまして、国のほうも対策が追いついていないというような状況であるというふうに考えております。今年度中には、内閣府が新しい指針を提案するというようなことも報道されておるところでございます。

ただ、今議員から御紹介のありましたスフィア基準でございます。これは、平成２８年度

に策定されました内閣府の避難所運営ガイドラインで、参考にすべき国際基準ということで紹介されているものでございます。

目指すべき基準という認識はあるものの、限られた予算、それから職員数では、達成は非常に厳しいものではあるものの、町としましても避難所での良好な生活環境を確保するため、災害時の援助、物資供給に係る協定、また、運送事業者の物資搬送体制の構築など考えていく必要があるというふうに認識をしています。

平時におきまして、他の自治体との協力関係、関係機関との連携などを密にしまして、発災時にはそういう機能が円滑に運営、運用できるように、一から努めてまいりたいというふうに思っております。

議長（西　昭夫君）　２番、西朋子議員。

２番（西　朋子君）　２番、西朋子です。

スフィア基準では、１人当たり最低３．５平方メートルの居住スペースと定めてありますので、例えば、体育館が避難場所になったら何人受入れ可能であるとか、これからはどんどん暑くなる季節となってきますので、体育館は建物の構造上、天井が高く、広い窓からは多くの太陽光が差し込むため、カーテンを閉めたり床面にある下窓を開けたりしても、それだけでは熱が籠もり、室内の温度も上昇するということになっています。暑さ対策や寒さ対策はどういうふうにするのかなど、先ほど言われたようにスフィア基準を参考にされ、対策を考えていただきたいと思います。

次の質問に移らせていただきます。

起こる災害により避難所をすみ分ける必要があると思いますが、どういった基準で避難所を変えているのかということと、令和４年６月に２名の議員が災害時のペットの問題について一般質問をしており、ペット同伴の避難について、ペットフードを含めたペット関係の備品についてという質問でした。

ペット同伴で避難所避難はできないのかという質問に対しては、この時点では、避難所での受入れができる体制ではない。ペット関係の備蓄品の状況についての質問に対しては、フードやシーツ、ゲージ等についても飼い主で準備してくださいという答弁でした。

とはいえ、一定検討は必要だとの考えもあり、ペットを飼われている方がどのような対応を求めているのかを聞く場面があってもよいと思う。アンケートを各戸配付するとか、アドバイザリーボード開催のときに聞くなど、できるだけ早い段階で考えるということでした。

当町だけのことに限らず、ペットとの避難について調べてみました。過去の大災害では、

飼い主とはぐれたペットが多数おり、同行避難を拒否をするという事例が発生したことを受けて、さらに改定することとなり、環境省が災害時にはペットとの避難も飼い主と同行することを促進され、近く避難に関する自治体向けの指針改定をするとありました。同行避難を促進することや人とのすみ分けの具体例を解説したり、同行避難を基本としつつ、在宅避難などほかの選択肢を示すという具体的な方法を盛り込む方針だとあります。

ペットも安全な場所に避難させるということで、同行避難することが原則とはなっていますが、同行避難したからといって、避難所で同じスペースで一緒に過ごすとは限らないということも考えておかなければなりません。アレルギーを持つ方や動物が苦手な方への配慮が必要ですから、人間とペットのスペースを分けたり、ペット連れ専用スペースを設けるなど、受入れ可能であっても、ほとんどの場合はペットとの生活スペースを分けています。

屋外、屋内、飼い主と車中泊など、ペットにとっても生活環境が変わることはストレスになるので、自宅が安全であれば在宅避難を考えることなど、ペット用スペース設置の在り方や同行避難を基本としつつも様々な事情があることから、飼い主が状況を踏まえ、分離避難も考えなければなりません。

当町では、令和４年時点では、ペットの避難所の受入れはないと言われましたが、一定検討するとも言われていましたので、現在は避難所避難をするとき、ペットと同行避難についてどのようになっているのか、環境省の意向も踏まえた行政の考えをお伺いしたいと思います。

議長（西　昭夫君）　総務財政課長。

総務財政課長（森本貴代君）　失礼いたします。西議員のペットとの避難についての御質問にお答えをさせていただきます。

まず、どういった基準で避難所を変えているのかという御質問ですけれども、避難所の指定につきましては、町長が災害の状況に応じて避難所の開設を指示するということになっております。避難所の開設に当たりましては、指定避難所のほか、土砂災害や浸水被害のおそれのない場所の施設を選定するものというふうにしております。

また、ペットの受入れについてですけれども、令和４年の答弁させていただいた状況から大きく変わっているものではございません。

西議員からさきの質問で御紹介のありましたとおり、指定避難場所また１館に何人使用できるのか、そういったところ防災計画に載っているわけでございますけれども、災害の状況によりまして、どの場所を避難所にするかというところがまず問題になってくるのかなとい

うふうに思っております。そうした避難所ごとにペットの避難というのを考えていかなければならないのかなというふうに思っております。

避難所に来ていただくには、家屋が崩壊しまして、家での避難ができないという状況の中で避難所に来ていただくというところで、その中でペットを連れて来られる方が何世帯いらっしゃるのかというところも計算しながら考えていかなければならないところではございます。

議員からも御紹介がございましたように、現在、環境省のほうが自治体向けの指針の改定作業を行っておりまして、御紹介いただきました同行避難、また、すみ分けの推奨などを盛り込むこととしております。なかなかうちの想定している避難所のところでは、同伴避難というのが難しいのかなというところを考えておりますので、まず同行避難というところをしていただいて、ペットのためのスペース確保を考えていきたいというふうに思っています。

また、ペットの避難をしていただいた後ですけれども、職員だけでは難しい問題というところもございますので、関係機関との連携強化に努めるとともに、議員もおっしゃいましたように、飼い主の責任としまして、しつけや健康管理など平時から飼養管理を行っていただくということに加えまして、ペットフードやペットシーツ、また、一時保管用のゲージ等の備蓄に努めていただくように広報等も行っていきたいというふうに考えております。

議長（西　昭夫君）　２番、西朋子議員。

２番（西　朋子君）　２番、西朋子です。

災害に応じて、町長が避難所の開設の指示を出すということでしたが、笠置町はこれまでにも幾度かの災害に見舞われたことがあり、昭和６１年７月２１日には、戻り梅雨による局地的な大雨により土石災害や浸水被害、１６３号線の通行止め、関西本線の線路を押し流すなどの被害が町の数か所で起きており、電話線も切断され孤立状態となりました。

このような水害が再び予想されるような大雨に見舞われたときには、どの時点でどこへ避難するように、どういった手段で避難命令を出されるのか教えていただきたいと思います。

議長（西　昭夫君）　町長。

町長（山本篤志君）　ただいまの町長の指示によりということでございます。

具体的に現時点で、どのようなことで対応できるかというのを即答できるものではないと考えております。

直近であれば、台風７号というのが接近しておるんですけれども、そういう情報なんかを事前に分かるところについては把握しておりますし、総合的に考えた中で、私だけの判断で

はなく、やっぱり情報収集するということがまず第一かなと。その中で、例えば浸水するのであれば、浸水することを想定した避難になります。もし土砂災害が発生するのであれば、土砂災害の危険を避けるというような指示になるかと思いますので、その時々によって変わってくるかと思います。

そのためには、まずは情報収集をする、その中で判断していくことでございますけれども、その中で日頃からの意識というのがやっぱり大事かなというのも考えておりますので、そのあたり、明確な答えにはならないかもなんですけれども、やはり日頃から様々な方との関係性をつなぎながら、総合的に考えていくというのが基本的な考えかなというふうに考えております。皆様の命を守るというのが最優先でございますので、それに応じた的確な判断をしていきたいと考えております。以上でございます。

議長（西　昭夫君）　総務財政課長。

総務財政課長（森本貴代君）　失礼いたします。

西議員の御紹介のありました昭和６１年の災害ですけれども、私も当時小学校６年生でして、当時の記憶というのがほとんどございません。夏休みに入った初日ということで、ふだんと変わらずずっと家にいたなというような記憶しかございません。

そういったこともあり、私自身が大きな災害がその当時であったということで、今の職員、私より若い職員がほとんどですので、大きな災害というのを経験していない職員がほとんどです。そういったところで、災害が起きたときにどういったふうな動きをすればいいのか、どういった避難所の開設をすればいいのかというところの知識が全くないに等しい状態でございます。

そういったことも踏まえまして、先日、予算の質問でもございましたように、講師の方に災害のお話をしていただきたいというところもありましたので、それがまさしく昭和６１年の当時の災害の様子をお話ししていただきたいなというところで、今、計画をしているところでございます。それに加えまして、そういった話を職員が聞くのも大事かなというところで、研修にも役立てたいというふうにも考えております。

そうやって職員も災害に対する知識の向上を図りまして、来るべき災害に備えて、いろんな過程と計画を常にいるような状況に対応できるような計画をしまして、情報収集また他の自治体の協力もいただきまして、そういう体制を今構築していきたいというふうに考えております。

議長（西　昭夫君）　２番、西朋子議員。

２番（西　朋子君）　２番、西朋子です。

先ほど言いましたペットを連れての避難ということなんですけれども、ペットを連れての避難はできるのか、できないのかという質問が令和４年にありました。そのときにも、先ほども言いましたけれども、一定検討の必要があり、ペットを飼われている方がどのような対応を求めているのか、アンケートを配付するなどを考えているという答弁があったんですけれども、それは多分実施されていないと思います。

でしたら、そうおっしゃられたのであれば、まずアンケートを実施されて、ペットと同伴避難について住民の方がどのような意見を持っているのかを聞き、今後の対策を考えるべきではないのかなというふうに思います。

人の避難が優先だといわれるのかもしれないんですけれども、ペット同伴で避難できる場所がなかったために避難せずに亡くなられたという事例がありましたので、同伴避難ができるよう検討をしていただきたいのですけれども、そういったお考えについてはいかがでしょうか。

議長（西　昭夫君）　総務財政課長。

総務財政課長（森本貴代君）　失礼をいたします。

アンケートの件につきましては、おっしゃいましたように、令和４年の答弁から実施をしていないということで、一定計画して実施するべきかなというふうには思うところでございますが、今、町長の懇談会というのを計画しておりまして、そういった中でも、ペットの避難に限らず防災につきましても、いろいろな町民の方の御意見ございましたら、そういう中で御発言、御意見いただけたら幸いかなというふうに思っております。

ペットに限らず、個々いろんな事情があると思います。いろんな地震で、いろいろな個人の事情があって避難できなかったというような事情もあると思っております。

同伴避難というところまでいくのは、なかなか道のりは困難かなというふうには思っておりますが、前向きな検討はさせていただきまして、まずは同行避難から検討を進めたいというふうに思っております。同行避難といいましても、避難所まで来ていただける道が確保できるのか、どういうふうに来ていただけるのかというようないろんな課題がございますので、まずは同行避難を目指して検討のほう進めていきたいというふうに思います。

議長（西　昭夫君）　２番、西朋子議員。

２番（西　朋子君）　２番、西朋子です。

次に、ＡＥＤの設置について質問させていただきます。

住民の方から、今設置されていない地域においてもＡＥＤを設置してほしいとの声がありました。

一般社団法人日本救急医療財団が作成したＡＥＤの適正配置に関するガイドラインがあります。このガイドラインには、ＡＥＤの設置場所について、人口密度が高いところや目撃されやすいところ、救助が得られやすい場所である集客施設や介護老人福祉施設や学校などが示されております。

厚生労働省から各自治体へ、このガイドラインを参考に、ＡＥＤを効率的及び効果的に配置するようにとの通知をされたという経過もあり、笠置町もこれを参考に学校や笠置会館、いこいの館などに設置をされたのだと思います。

このガイドラインは参考にはなりますが、自治体の地形や規模等事情によって変わってきますので、笠置町にとってどの場所に配置するかは違ってくると思います。笠置町には救急車が入れない細い道がたくさんありますので、救急隊の到着が遅れてしまうといったことにもなります。

現在、ＡＥＤが設置されているのは南部区、北部区、西部区にある公共施設で、笠置町の中ほどに集中しています。切山区から最短だと役場ですし、飛鳥路区からだと笠置会館が最短の距離にはなりますが、休日ともなれば産業振興会館まで出向かなければなりません。

私も令和６年１２月の一般質問において、東部区、飛鳥路区、切山区には設置されていないことや公共施設の閉館後は使えないこと、グラウンドやキャンプ場、各消防団の詰所などに設置できないか、屋外設置など設置場所の見直しを提案し、今年の３月に産業振興会館玄関の屋外に設置をしていただきました。しかし、場所の見直しや増設については、現在何も変わっていません。

再度ＡＥＤの設置について提案いたします。これは人命に関わる問題です。せめて各区に１つは設置が必要だと考えますので、現在、未設置地区の東部区、飛鳥路区、切山区はいざというとき、地区外の人でもどこに置いてあるか迷うことのないように、集会所か消防団詰所に統一して屋外に設置する、そして南部区、北部区、西部区については、現在設置してあるもののうち、各区に１つは施設の屋外設置に変更するのはどうかと考えますが、できないでしょうか。

議長（西　昭夫君）　総務財政課長。

総務財政課長（森本貴代君）　失礼いたします。西議員のＡＥＤの質問でございます。

ＡＥＤの設置でございますが、地域ごとに配置しているものではなく、議員も御紹介ござ

いましたが、ガイドラインに基づいた設置を行っているところでございます。また、議員からの提案により、令和７年度に屋外に１台を設置したところでございます。

ただ、ＡＥＤが１台も設置していない地域もございますので、住民の方が不安に思われているということは一定理解した上で、ＡＥＤの整備に向けた前向きな検討を各区と調整をしていきたいというふうに考えております。

それと並行しまして、地域の方には使用法に係る研修等を積極的に参加いただきまして、多くの方がＡＥＤを使用できる状態にしていただく、いざというときに、しっかり救命措置をしていただくということを念頭に置いていただきたいというふうには考えております。

また、屋外設置なんですけれども、やはり以前の答弁と重複するんですが、クリアすべき条件というのは幾つかございます。それに適合する場所というのは少ない状態でして、使用に関して確実性というのを考えますと、屋外設置ではなく、各地区に配置したＡＥＤを地域ごとにどういうふうに有効に、２４時間どういうふうに活用できるかというところを地域ごとに考えていただきたいというふうに思っております。

まず、ない地域には１台配置ということで、前向きに検討させていただきます。

議長（西　昭夫君）　２番、西朋子議員。

２番（西　朋子君）　２番、西朋子です。

次に、施政方針について質問させていただきます。

保育園留学事業を８月に開始するということでした。誰も募集がないということがないようにするなどの答弁がありました。８月開始ですので、もうスケジュールが組まれていなければならない期間ですが、どのような内容で当町をアピールしたのか、何名の募集があったのか、何名の応募があったのか、宿泊施設はどこになったのか、どういったスケジュールでいつ開始するのか、詳しくお聞かせください。

議長（西　昭夫君）　希望のまち推進課長。

希望のまち推進課長（小林剛宏君）　ただいまの御質問にお答えいたします。

保育園留学事業につきましては、６月１５日に事業者のウェブサイトに笠置保育所の紹介ページを掲載し、募集を開始しているところです。保育園留学、笠置保育所で検索いただければ御覧いただけるものと存じます。開設したばかりで、現段階ではまだ成約したものというのはございません。

宿泊施設についてでございますけれども、現在は町内の１施設のみが掲載されておりますけれども、準備が整い次第、別の町内施設での宿泊プランというものも掲載予定にしており

ます。

なお、小学生と保育園の兄弟という家庭にも保育園留学をしていただきやすい環境を整えるために、小学生の子の滞在場所として、笠置放課後児童クラブの併用プランというものも準備しているところでございます。

どのような内容でアピールというところですけれども、現在のウェブサイトのところでは、「少人数ならではの家族のようなあたたかい保育」というフレーズで、笠置保育所の手厚い保育というものをアピールしておりますけれども、ウェブサイトのほうは順次アップデートしていく予定ですけれども、今後、町内の店舗や観光スポットも掲載して、本町の魅力を紹介してまいりたいというふうに考えてございます。以上です。

議長（西　昭夫君）　２番、西朋子議員。

２番（西　朋子君）　次の質問をさせていただきます。

９月２６日に開催する防災フェアについてですが、起震車体験や災害協定を結んでいる企業や団体の参加をお願いしたなどと言われていましたが、開催に向けて現在決定していることは何か、どのような内容を考えているのか教えてください。

先月のゴールデンウイークに南山城村の道の駅で、京都府警がパトカーや白バイを数台展示し、啓発をされていました。最近では、特殊詐欺事件や悪質な交通違反などのニュースも増えていることから、防災・防犯フェアとし、一緒に防犯や交通ルールなどについても学べる場とするのはどうでしょうか。

議長（西　昭夫君）　総務財政課長。

総務財政課長（森本貴代君）　失礼をいたします。

議員から御紹介ございました防災フェアでございますけれども、現在決定していますのは、９月２６日土曜日午前１０時から午後３時まで、いこいの館におきまして開催するということが決定しております。

内容につきましては、現時点では計画案の段階でございます。起震車につきましても、来ていただいたら一番楽しんでもらえるかなというふうに思っていますが、少し南部のほうの起震車が故障しているということで北部のほうまで取りに行かないとというところで、今どうしようかという検討しているところでございます。

また、関係機関に打診しているところもあれば、これから調整に入るものもございます。基本的には、町民の皆様が防災に関する知識の普及、また防災意識の向上を目的というふうにしておりますので、まずはフェアに来ていただいていろいろな情報に触れて、学んで帰っ

ていただきたいというふうに考えております。

計画としましては、災害を体験された方に、先ほど申しましたが当時の状況をお話ししていただく。また、備蓄食料や備蓄野菜などを使った炊き出し、手作りの防災グッズの提案、それから、協定を結んでいる関係機関に協力をお願いしまして、それぞれの機関から防災に関するお役立ち情報など発信してもらいたいというふうに考えております。

また、ご家族連れでお越しいただくことも想定しまして、消防署などに協力を得まして、緊急車両の展示など大人から子供まで楽しく学んでいただける場にしたいというふうに考えております。

議員から防犯、交通安全を一緒にどうですかというような御提案いただきましたけれども、今回は初めての試みでございますので、しっかり防災について考えていただく場にしたいというふうに思っております。防犯や交通安全につきましては別の機会を利用しまして、啓発活動などに取り組んでまいりたいというふうに考えております。

議長（西　昭夫君）　２番、西朋子議員。

２番（西　朋子君）　２番、西朋子です。

以上で私からの一般質問は終わらせていただきます。

議長（西　昭夫君）　これで、西朋子議員の一般質問を終わります。

ここで休憩をします。

休　　憩　　午前１０時５７分

再　　開　　午前１１時１０分

議長（西　昭夫君）　休憩前に引き続き会議を再開します。

３番、松本俊清議員の発言を許します。

３番（松本俊清君）　ただいま議長より許可を得ましたんで、一般質問をさせていただきます。

質問につきましては、前回より同様に一応提出しておりますので、ある程度調査されたと思います。簡単でいいですからよろしくお願いします。

私は、希望を生む町について質問させていただきます。

町長が就任されて２年経過しました。所信表明の経過報告を求めます。スピード感を持ってまちづくりを進めていただきたいが、近状の状況はどうですか。

その内容として、町が管理している建物等の対策を問います。

いこいの館について、昨年の６月定例会で町長は企業人から意見を聞き、希望を生む町の笠置のまちづくりを実行するための公募型プロポーザル方式による事業型提案で再開を目指

すと答弁されましたが、この１年間変化があまりありません。８年度再開に向けてとありましたが、現状を伺います。再開についての営業内容、集客、修繕、設備等に係る経費予想額と財源の確保等も併せてよろしくお願いいたします。

残りについては、席に戻ってからまた質問させていただきます。

簡単でいいですからよろしくお願いします。

議長（西　昭夫君）　町長。

町長（山本篤志君）　ただいまの松本議員の御質問にお答えいたします。

まず、町長が就任して２年が過ぎたということでございます。その進捗でございます。

まず１点目に、令和７年に希望のまち推進課というのを創設いたしまして、その課を核に１年間のうちで３つの新しい事業というのを実施しているところでございます。

１点目は、笠置キャンプ場の民間への移行というのを実施してまいりました。そして２点目に、村タクによるデマンド交通、新しい交通というものの実証運行を開始したところでございます。そして大きな３点目ということで、今年３月に防災情報タブレットというのを配付してまいりまして、安心安全の取組の第一歩というのを進めてきたところでございます。

大きな御報告で申し上げますとこの３点になりますけれども、残りの所信表明、施政方針の分につきましても、順次進めていくように考えておりますので、御理解くださいますようお願いいたします。

そして、いこいの館についての御質問でございます。

いこいの館の再開につきましては、これまでも議会で答弁させていただいておりますけれども、現在まだ検討中のところでございます。設計、資金確保も含めて検討しておるところでございますので、現計画では、施工までに約３年がかかるという形で御報告をこれまでもさせていただいておりますけれども、国庫補助等の活用も検討しながら、可能な限り早期に再開を目指していくという所存でございます。以上でございます。

議長（西　昭夫君）　３番、松本議員。

３番（松本俊清君）　３番、松本です。

いこいの館の答弁については、前回と同じような返答なんですが、何といっても町にとっては一番大きな財産ですので、町の活性化のためにはどうしても必要です。できるだけ早く各部署、今言いました客の集め方、またＰＲ、修繕個所、また設備等を早急に検討していただいて、１日でも早く見積りを取り、対応してもらえるような対策をお願いいたします。

あと、希望のまち推進課設置の効果でありますが、今答弁されたようにいろいろやっても

らっております。おいおい、それ以上に希望を生む町のイメージを出すような方法をお願いしたいと思います。

続きまして、何と言いましても、最近事件が多く、防犯カメラの必要性が非常に重要になってまいりました。長らく提案してようやく笠置町にも防犯カメラを設置してもらいましたが、今後、各区、各交差点等に再度つけてもらう予定があるのか、そういう点も考慮して防犯カメラ対策はお願いしたいと思います。

それと以前、防犯について、安全対策で各西部区等が避難訓練をやりましたが、町としての対策も併せてお願いしたいと思います。

それと、あと笠置町も非常に農業の従事者の高齢化が進んでおります。後継者不足による休耕作もものすごく目立ってまいりました。町としての取組、そして新しく農業委員も決まりましたんで、対策の方法をよろしくお願いしたいと思います。

あと、この前も話がありましたごみ対策なんですが、脱退されました。府南部の各自治体と交渉して対応するということになっておりますが、早急に対応をお願いしたい。ただ、交渉する前にもいろいろ設備するのに金がかかる、だから脱退すると、それで結構なんですが、笠置町としては、和束にある焼却炉の解体費用はどのように考えておられるのかお聞きしたいと思います。大体、予算としては出ていると思いますが、その対応策、御検討お願いします。

議長（西　昭夫君）　総務財政課長。

総務財政課長（森本貴代君）　失礼をいたします。

私のほうから、２点質問いただきました。

まず、防犯カメラの増設です。

長い間、松本議員から御提案いただきまして、やっと６台設置させていただいたところです。防犯カメラの設置は犯罪の抑止力ですとか、トラブルの防止等につながるというふうには思っておりますので、また増設につきましては、どういうふうな形で設置できるかというのを前向きに検討していきたいというふうに思います。

また、自主防災組織ですけれども、西部で立ち上げていただいて、今のところ新しく立ち上げしていただいたところはないんですけれども、町の防災対策と併せて、今後も立ち上げには地域の協力を求めていきたいというふうに思います。

議長（西　昭夫君）　建設産業課長。

建設産業課長（植田将行君）　失礼をいたします。

松本議員の農業従事者の高齢化問題についてお答えさせていただきます。

本町の対策につきましては、農業委員会で毎年１回、農地パトロールを実施し、耕作状況の実態調査を実施しています。仮に、不耕作地や雑草が繁茂していることが認められた場合には、適正管理をして土地の所有者に文書や口頭により、是正されたい旨の内容を伝えています。

こうした地道な努力が地域住民の中から農業に携わりたいという新たな意欲が芽生え、始めることも事実です。一足飛びにはいきませんが、今後も農業委員さんと協力しながら、本課題に取り組んでまいりたいと思っております。以上でございます。

議長（西　昭夫君）　町長。

町長（山本篤志君）　松本議員からのごみ処理の関係でございます。

まず、先ほどの他の議員の御質問にあったとおり、早急に協議を働きかけていって、結論を出していきたいというふうに考えております。

それと、和束のクリーンセンターの件でございますけれども、償還自体が相楽東部の広域連合になります。そこでの合議が必要でありますので、この場での答えというのは差し控えさせていただきます。以上でございます。

議長（西　昭夫君）　３番、松本議員。

３番（松本俊清君）　３番、松本です。

ごみ対策については、府南部ですんで早急に話がつくような場合じゃありませんので、できるだけ交渉を密にしてもらって、いい対策をお願いしたいと思います。

それと、希望のまち推進課設置の効果についていろいろ出ていると思いますが、成果はあまり期待できていません。一つ、いこいの館、河川敷のオープン化、これは一体どのようになっているのか、分かっている範囲で返答お願いします。

議長（西　昭夫君）　希望のまち推進課長。

希望のまち推進課長（小林剛宏君）　今の御質問のうち、河川のオープン化についてお答えいたします。

令和８年４月下旬に国土交通省の近畿地方整備局の淀川河川事務所に対しまして、笠置町の木津川河川空間活用協議会から河川のオープン化について承認の申請をしておりまして、現在、国からの回答を待っているというところでございます。国からの回答あり次第、利用ルールを策定しまして活用を図ってまいりたいと考えております。

議長（西　昭夫君）　３番、松本議員。

３番（松本俊清君）　３番、松本です。

河川のオープン化についてテスト期間があったわけですね。その結果でもまだ進行していないんですが、できるだけ新しいアイデアで、希望のまち推進課が新しく設置されましたんで、その効果をできるだけ出してもらうようにしてもらいたいと思います。

いろいろこの課においては事業をやってもらっているんですが、できるだけ８年度の事業計画、また、それに対する予算の確保等大変ですが、時間がかかるのは十二分に分かっています。町体制としても副町長が選任されましたんで、正副ともに非常に行政については期待しておりますんで、よろしくお願いしたいと思います。

ほかの点については、各議員さんから質問されますんで、これにて私は質問を終わらせていただきます。

議長（西　昭夫君）　これで松本俊清議員の一般質問を終わります。

次に、４番、山本麻也議員の発言を許します。

４番（山本麻也君）　４番、山本です。

議長の承諾を得ましたので質問をさせていただきます。

まず、１、村タクの利用状況について、２、村タクの今後の運営方針について質問します。

まず、１の村タクの利用状況について質問します。

昨年の１２月からの実証運行を経て、４月以降も村タクの運行を継続していますが、利用状況はどのようになっていますか。

あとの質問は自席でさせていただきます。

議長（西　昭夫君）　希望のまち推進課長。

希望のまち推進課長（小林剛宏君）　ただいまの山本麻也議員の御質問にお答えいたします。

令和７年１２月から１月にかけての２か月間は、アンケート記入者は無料ということにしておりまして、利用者は５５名でございまして、１か月当たり約２８名というような状況でございます。令和８年２月以降は、１１１名これまでに御利用がありまして、こちらも利用の期間で割りますと、１か月当たり約２８名となっております。以上です。

議長（西　昭夫君）　４番、山本麻也議員。

４番（山本麻也君）　４番、山本です。

私が聞いているところによると、利用者がゼロ人のときもあると聞きました。それで、やまなみ交通予約センターの事務所のほうに、このような状態を町長は見に行かれたことはあるのでしょうか。お答えください。

議長（西　昭夫君）　町長。

町長（山本篤志君）　ただいまの御質問でございますけれども、私自身は現場のほうにはまだ伺っておりませんが、報告は受けております。以上でございます。

議長（西　昭夫君）　４番、山本麻也議員。

４番（山本麻也君）　４番、山本です。

状況は聞くだけで、実際にドライバーさんやオペレーターさんの話は聞いておられないということですよね。先ほども言いましたが、利用者がゼロ人の日もあるということもありますので、町長も実際に村タクのほうに足を運ばれて、直接現場を見て、話を聞かれたほうがよいのではないでしょうか。それと、住民さんや観光客のＰＲや運営に対しても気づけることがあると思います。いかがですか。

議長（西　昭夫君）　町長。

町長（山本篤志君）　ただいまの御提案でございます。

状況に応じて伺いたいと思います。以上でございます。

議長（西　昭夫君）　４番、山本麻也議員。

４番（山本麻也君）　４番、山本です。

それでは、２番の村タクの今後の運営方針について質問します。

村タクドライバーとの雇用契約はどのようになっていますか。

現在、村タクの運営に係る費用として、やまなみ交通運営協議会に２００万円の負担金を予算計上されていますが、７月以降の契約等はどのようになっていますか。

議長（西　昭夫君）　希望のまち推進課長。

希望のまち推進課長（小林剛宏君）　ただいまの御質問にお答えいたします。

村タクのドライバーとの雇用契約ということでございますが、村タクの運転員につきましては、本町の会計年度任用職員として、週３日程度の勤務形態で３名の方を雇用しております。毎日２名体制を組んでおりまして、運転員１名が実走中であっても、ほかの１名が対応できる、待ち受けできる体制というのを組んでおります。

それから、２つ目の御質問でございますけれども、やまなみ交通運営協議会には、小規模自治体が運営を共同化する施策の重要性というものを御理解いただいております。ただ、運営体制については、議論を尽くすまでの間は実証運行を継続するということで、契約期間を細かく設定して契約を継続しているところでございます。引き続き契約を延長する形で運行を継続してまいります。

議長（西　昭夫君）　４番、山本麻也議員。

４番（山本麻也君）　４番、山本です。

また、７月以降の契約をされるとは思いますが、いつからいつまでの契約ですか。以前のように契約が１２日間も切れていて、その期間に利用者があったのではないかと考えます。その期間がもったいなく思い、無駄も多いように感じます。雇用されている方も不安を感じておられると思いますが、お考えをお聞かせください。

議長（西　昭夫君）　希望のまち推進課長。

希望のまち推進課長（小林剛宏君）　ただいまの御質問にお答えします。

おっしゃるとおり、４月、一とき、そうした期間があったというのは承知しておりますので、そのようなことがないように、緊密にやまなみ交通運営協議会と連携を図っておるところですので、これからも継続して協議を続けていきたいというふうに考えます。

議長（西　昭夫君）　４番、山本麻也議員。

４番（山本麻也君）　次の質問をします。

今後についても南山城村との共同事業として継続するのか、あるいは笠置町単独での運営を目指すのか、方針等は定まっていますか。

議長（西　昭夫君）　希望のまち推進課長。

希望のまち推進課長（小林剛宏君）　ただいまの御質問に対してのお答えでございますが、運行につきましては南山城村との共同事業、共同運行というもので、これを基本に想定しておりますけれども、利用者のニーズが異なるというところもございます。そうしたところも踏まえまして、本町と南山城村で運行上の課題が異なる部分というのもございますので、おおむね今年度末までに双方の課題について協議することということで確認しております。

議長（西　昭夫君）　４番、山本麻也議員。

４番（山本麻也君）　４番、山本です。

最後に、笠置町で運営されていくならば、笠置駅に村タクの事務所を設置するのほうが村タクの利用者が増えるのではないでしょうか。住民や観光客の利便性を考えたら早急に取り組むべきだと思いますが、町長の決断を聞かせてください。

議長（西　昭夫君）　町長。

町長（山本篤志君）　ただいまの御提案でございます。

さきの課長のほうが答弁いたしましたように、課題というところをおおむね今年度末までの間に双方、南山城村、やまなみ協議会、そちらのほうと協議するということで確認してお

りますので、その中で１つの議題という形の部分で検討していきたいと考えております。以上でございます。

議長（西　昭夫君）　４番、山本麻也議員。

４番（山本麻也君）　町民の方も見ておられます。言われたことは必ず実行していただきたいと思います。以上で質問を終わります。

議長（西　昭夫君）　これで山本麻也議員の一般質問を終わります。

ただいま一般質問の途中ですが、本日の一般質問はこれにとどめ、これをもって延会したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

議長（西　昭夫君）　異議なしと認めます。したがって、本日はこれをもって延会することに決定いたしました。

なお、第３日目は、６月２６日午前９時３０分から会議を開き、本日の日程に引き続き一般質問を行います。

本日はこれをもって延会します。

御苦労さまでした。

延　　会　　午前１１時３４分